

## 〔翻訳〕 ジョン・ロック『統治論』（IV）

伊 藤 宏 之

## 〔訳者まえがき〕

これは、ジョン・ロックの『統治に関する二つの論文—前篇ではロバート・フィルマー卿とその追随者たちの誤った原理と基礎とが明らかにされくつがえされる、後篇は、市民的統治の眞の起源と領域と目的とに関する論文である—』の試訳である。前篇の翻訳に引き続いて、以下、後篇の試訳を逐次、本論集に掲載する。

後篇、すなわち「第二論文 *The Second Treatise*」については、前篇での「訳者まえがき」であげた松浦嘉一氏の邦訳の他に、鈴木秀勇（1955年）、浜林正夫（1964年）、鶴飼信成（1968年）、宮川透（1968年）の各氏の邦訳を参考にした。記して感謝したい。なお、私の訳注は、後篇訳の後で、一括掲載する予定である。

## 第二論文 市民的統治の眞の起源と領域と目的とに関する論文※

という無意味で無用な区別の通し柱をつけたことによって生じたものである。

※ 表題の頁は、ゲリッツェン Gerritsen, 1954年によって十分に論証されているように、印刷の過程でそう入されたものである。原文の表題は、最初の印刷の計画では一頁がわりあてられておらず、第一論文が「第一編」とされているように、テキストの第一頁の冒頭におそらくたんに「第二編」とされていた。全巻の表題は、第二編へのこの新しい表題を考慮に入れて変更されたように思われる。ラズレット序文、50頁を見よ。

だから、この第二編の正しい表題は、全巻の表題を守るべく、「統治に関する第二論文」か、さもなければ、ここによせられた詳しい表題ないしは短縮された「市民的統治について」（又は「市民的統治に関するエッセイ」）である。こうして、第二論文が独立して最初に公刊されたフランス語訳は、おそらくロックの諒解もえて（ラズレット序文、12頁を見よ）、「市民的統治について *Du Gouvernement Civil*」との表題となった。一般に使われている「市民的統治についての第二論文 *The Second Treatise on (or of) Civil Government*」は誤りである。これは、最初の（1714年の）著作集版や第六版の（1764年の）単行本が第一論文に「統治について」、第二論文に「市民的統治について」

## 第二編

## 第一章※

1. これまでの議論において示されたのは、次のことである。

第一に、*アダム*は父なる身分という自然の権利によっても、あるいは神からの実際の贈与によっても、その子に対する権威や、世界に対する支配権というようなものを、与えられてはいなかった。

第二に、もし彼が与えられていたにしても、彼の後継者たちにはその権利はなかった。

第三に、もし彼の後継者たちがそういう権利をもっているにしても、誰が正統な後継者であるのかについて疑義が生じたとき、それを決定する自然法も神の成文法もないのだから、相続権およびしたがって支配権を確定することはできなかったであろう。

第四に、たとえそれが確定されたとしても、*アダム*の子孫のうちの最年長の血統は、ずっと前から不明になっているので、全人類と世界中の諸家族のうちで、他の人より以上に自分が最年長の家系であるとか、相続権を持つとか、わずかでも主

張できる者はいない。

以上の前提は、すべて明確に証明されたと思われるので、地上の支配者たちは、あらゆる権力の源といわれているアダム<sup>1</sup>の独占的支配権と父の裁判権からは、なんらの恩恵もうけられないし、また権威らしいものをひき出すことも不可能である。そこで、世界中のあらゆる支配はただ武力と暴力の産物にすぎず、人間は動物と同じように最強のものが支配するというきまりによらなければ共同生活ができないのだと言って※※、たえざる無秩序、惨禍、争い、反乱、謀反（あの仮説の追隨者が大声で反対したのはこういう事態なのだが）の種をまこうという考え方※※※が生じないようにするためには、ロバート・F脚の教示とは別に統治の発生、政治権力の起源および政治権力を持つ人を定め識別する方法を見い出さねばならない。

※ 第一章はおそらく1689年に、第一論文と第二論文の草稿との間のギャップをうめるためにロックによって書かれたことは明らかである。原文では、第二編は第4節（第二章）ないしは、今は失われた第二編への序文風の節で始まっていたにちがいない。II-54への脚注を見よ。ロックは、もちろん、1689年にテキストのこの部分をかなり修正した。第一章は、1691年のフランス語版では削除されており、最近に至るまで英語版以外での各国語版ではすべて同様である。また1773年のアメリカ版、ボストンでも同様である——ラズレット序文、14頁を見よ。

※※ これは、ホブズに対するひそやかな言及とうけとられている。事実、ホブズの自然状態論へのフィルマーの批判、すなわち、「あたかも神が自然に人間を相互に殺し合う目的のみに創ったかのように、他の動物よりもっと悪い条件で人間を創ったと考えるべきではない」（ラズレット版、241頁）、を思いおこさせる。フィルマーは、ホブズを最初に批判したのであり、ロックは少なくとも1667年までにはすでにフィルマーを読み、ノートしている——ラズレット序文、33頁を見よ。II-93を参照せよ。※※※ I-3・83・106・143を参照せよ。

2. この目的のために、政治権力とは何かについての私の考えをのべておくのが適当であろう。

統治者がその臣民に対して持っている権力は、子供に対する父の権力や、召使に対する主人の権力や、妻に対する夫の権力や、奴隷に対する主人の権力とは区別されうる。この種々の権力は、ある場合には同一人物に集中することもあるので、これらの種々の関係の中でその人物を考えてみると、これらの諸権力を相互に区別し、国家共同体の支配者と家族の父や奴隷船の船長とのあいだの相違を示すのに役立つであろう。

3 ※. 私は、政治権力とは、所有権の規制と保存のために、死刑以下のあらゆる刑罰をふくむ法律を作り、この法律の執行や外敵からの国家共同体の防衛において共同社会の力を用いる権利であること、しかもすべてこれらのことを公共の福祉のためにのみおこなう権利である、と考える。

※ ロックの『宗教的寛容に関する書簡 *Epistola de Tolerantia*』（1689年、それは、『統治論』全巻よりもこの第一章に密接している）での国家共同体 *respublica* に対する定義と比較せよ。そこには、「国家共同体は、人々が彼ら自身の世俗的利益 (*bona civilia*) を獲得し保存するためにのみ設立した社会であるように私には思われる。……それ故、すべての臣民の強制力と精神力で武装した統治者は、他人の権利を侵害する人を罰するために存在する」とある（クリバンスキーとガフ *Klibansky and Gough* 編、1968年、66-7頁。英訳文はやや変更してある）。ここでは対外的な安全確保は省略されており、また所有権は、世俗的利益——それは「生命、自由、健康、身体の安全それに貨幣、土地、家屋、家財などの外的事物の所有」として定義されている——という言葉におきかえられている。ラズレット序文、102頁を見よ。また死刑に関する法律については、I-129およびそれへの脚注、及びII-87・171を見よ。アーリントン *Elrington* (1798年) は、このパラグラフでの権力と権利との区別に言及し、ロックがそれらを取りちがえていると主張している。

## 第二章 自然状態について※

4. 政治権力を正しく理解し、その起源からそれを導出するためには、すべての人が自然的にはどういう状態にあるか※※を考へねばならない。それは、人々が他の人の許可をもとめたり他の人の意志に依存したりすることなく、自然法の範囲内で、自らの行動を律し適当と思ふままにその所有物と身体を処置するような完全に自由な状態である。

それはまた、平等の状態でもあり、そこではすべての権力と裁判権は相互的であり、他の人よりもより以上のそれらを持っていない。何故なら、同一種、同一等級の生物はすべて同等に自然の恵みをうけ※※※、同等の能力を利用するように生まれついているのだから※※※※、あらゆる被造物の主であり支配者である神がその意志を明白に表示して、ある人を他の人の上に据え、はっきりした命令によって疑うべからざる支配権と主権を与えるのでないかぎり、すべて相互に平等である※※※※※、従属や服従はありえないということとは、何よりも明白であるからである。

※ 第二章からフランス語版およびその他の版は始まっている。ロックの原テキストでは、第二章の前に著作全体への導入として1パラグラフのみがあったのであろう。II-54への脚注を見よ。ロックがフッカーの資料（5・15を見よ）を付加したとき原テキストは拡張され、そしていくらかの程度は、おそらく1689年にはかなり詳細に訂正されたことは確かである——例えば、14を見よ——が、原テキストが、1679年には実質的には完成されていなかった、と想定する根拠はない、と思われる。

※※ 「ある are」——セリガー-Seliger は、これをもって、自然状態は過去の歴史であったのではない、と指摘している。

※※※ 創造への言及については、I-25~27等と比較せよ。

※※※※ モリニユクス Molyneux の『アイルランドの事情 *Case of Ireland*』1698年（1720年版）から文字通り引用されている。

※※※※※ 「あって should be」——命令法的に読むべきだという感じがする。というのは、ロックは能力における不平等は承認しているからである。II-54や『悟性指導論 *The Conduct of the Understanding*』よ見よ。『悟性指導

論』には、「人々の悟性や生まれつきの体質には大きな相違がある、ということがみとめられる。……アテネの諸学派と同じく、アメリカの田舎は、同一種の中にいろいろな能力を持った人を生んでいる」とある。しかしながら、これと同じ著作の他の箇所でも、ロックは「悟性に十分に据えおかれた真理」を発見するという基礎の必然性を例証する目的で、人間の自然の平等性の例示を用いている（『著作集』、1801年、第3巻の189および259頁）。『法学綱要 *Elements of Law*』（16-4、（1928年、54頁））でホップズが、「たんに自然的に考えれば、人間は、相互に平等であることがみとめられるべきである」とのべていること、そして『リヴァイアサン *Leviathan*』（第13章）や『市民論 *De Cive*』での同様の発言と比較せよ。もっとも、ロックのこの言葉の文脈と基礎とは非常に異なっているけれども。

5. かの賢明なフッカーは※、この人間の自然的平等性をまったく明白で疑いえないこととし、このことを人々のあいだの相互的な愛情の義務の基礎としている。彼はまたそのうえに、人々の相互的な義務をきずき上げ、またそこから正義と慈愛という偉大な原理を導き出しているのである。彼の言葉は次のようである——

人々は同じく自然の欲求を持つが故に、自分と同じく他の人をも愛することが義務であることを悟った。平等なものはすべて必ず同じ一つの尺度をもつに違いないからである。もし、私が善いものを受けたくてたまらず、しかもすべての人からそれぞれの人の欲するかぎりの善を受けたいと思うなら、同一の性質をもつ他の人のなかにもたしかに同じ欲望があるのだから、他の人の同じ欲望を満足させるように配慮しないかぎり、自分の欲望を少しでも満足させることはできない。この気持ちに反するものを他の人に受けとらせようとするなら、あらゆる点で、自分がそういうときに悲しむのと同じように他の人を悲しませるに違いない。だから、もし私が危害を加えるなら、私も危害を受けることを覚悟しなければならない。自分が他の人に示す以上には、他の人が自分に愛情を示す理由はないからである。したがって、性質の似かよったものからできるだけ愛されたいと思ったならば、かれらに対してもまったく同じ愛情を示す

自然的義務がある。我々と同じような人々と我々との間のこの平等な関係から、自然理性がどんなにいろいろな規則や規範をつくり出して生活の導きとしたかについては、誰も知らぬものはない。『教会統治論』第1巻※※。

※ リチャード・フッカー Richard Hooker に対して、「賢明な」という通称の流行にもっとも力を貸したのは、おそらく友人モリニクスに従僕のように従われたロックであった。彼が哲学と政治理論の双方においてフッカーに負うところがあったのは確かである。青年への推薦図書のリストの中で、ロックは政治についての「最も話題の」本の一つとして『教会統治論 Ecclesiastical Polity』をあげているし、「賢明なフッカーの第一の書」の綿密な研究を求めている（『著作集』、1801年、第3巻272頁及び第10巻308頁）。しかし、この箇所や第二論文全体での彼への言及は、また、彼の命題に信頼性を与えたり、彼の論敵、とりわけその中でも善意の教会関係者を出し抜くことが意図されていた。

※※ 『教会統治論』第1巻第8章第7節（ケープル Keble 編、1836年、I-288~9）にあるが、全く完全な引用ではない。正義と慈愛については、I-42を参照せよ。

フッカーからの他の引用と同じく、これは、テキスト本体が書かれた後でおそらく付け加えられた（ラズレット序文、57頁および脚注ならびにII-239およびそれへの脚注を見よ）。これは恐らく1681年6月28日であり、この日に、ロックは、この章句の前後からの抜粋を日記に書き写している。（アシュクラフト Ashcraft, 1987年、286頁は、この解釈を斥けている）。すべての抜粋は、ロックが6月23日に購入した『教会統治論』の80-2頁からのものである。これはおそらく、1676年版であり、本文のような脚注として言及されている。しかし、1666年版でもありえる。ラズレット序文、57頁を見よ。

6. しかし、これは自由の状態ではあるが、放恣の状態ではない。そこで人は自己の身体や所有物を処置する無制限の自由をもっているが、しかし、自分自身をも、またその所有するどんな生物

をも、その保存に必要な以上にもっと立派な用途に役立たせるのでないかぎり、それらを破壊するという自由はない。自然状態にはそれを支配する自然法があって、すべて人はそれに拘束される。そして理性こそその法なのだが、すべての人は理性にたずねてみさえすれば、すべて平等で独立しているのだから、誰も他の人の生命、健康、自由、あるいは所有物を侵害すべきでないということがわかるのである。人間はすべて、唯一全能でこのうえなく賢明な造物主の作品であり、最高の主の命によって主の業をなすために地上に送られたその召使であり、神の所有物、神の作品であって、人間相互の好みによってではなく、神の意のままに生存しているものだからである※。我々は同じ能力を与えられ、すべて一つの自然の共同体に加わっているのだから、下等動物が我々のためにつくられているのと同じく我々も他の人の利用のためにつくられているかのごとくに※※、相互に殺し合うことを権威づけるような従属関係を我々の間で考えることはできない※※※。人はすべて自分自身を保存すべきであり、勝手にその地位を捨ててはならないのだが、同じ理由によって、自分自身の保存がおびやかされないかぎり、できるだけ人類の他の人々をも保存すべきであり、犯罪者を罰する場合を除いて、他の人の生命や、生命の保存に役立つもの、すなわち、自由、健康、四肢、あるいは財産を、奪ったり侵害したりしてはならないのである。

※ 神の作品としての人間については、I-30・86、II-56を見よ。また神の所有物についてはI-85を見よ。そして、II-56や1660年の英語論文IIと比較せよ。

※※ 「他の人の利用のためにつくられて」——ブローガン Brogan, 1958年はカントとの類似を示唆している。

※※※ I-86・87および92とそれへの脚注ならびにII-135と比較せよ。この言葉は、ホップズの、とくに『リヴァイアサン』第13章に反対するものとして一般的にうけとめられている。しかし、語句上の類似はみとめられない。

7. すべての人が他の人の権利を侵害したり、他の人に危害を加えたりすることのないように、そして、平和と人類の保存とを欲する自然法が守

られるように、自然状態においては、自然法の執行は各人の手にゆだねられ、この法をおかすものを、その侵害を抑制する程度に処罰する権利を各人が持つのである。もし自然状態において、この法を執行する力、それによって無実のものを守り犯罪者を押さえる人がいなければ、自然法は、この世の人々に関するすべての法と同じく、有名無実になるであろうからである。自然状態においては、もしだれかが危害を加えた者も罰しうるなら、すべての人がそうしてもよいのである。この完全に平等な状態では、だれも自然的に他の人に優越したり他の人を裁判したりすることはないのだから、自然法を遂行するためにだれか一人がなすうことは、すべての人が同等に行う権利を持つにちがいないからである。

8. このように自然状態においては、一人の人が他の人に対して権力を持つようになるが、しかし、それは決して犯罪者を捕らえてこれを激情のままにあるいはまったく勝手気ままに処分してよいという絶対的で恣意的な権力ではなく、ただ冷静な理性と良心の命ずるかぎり、その罪に相当する程度に※、罪をつぐないかつ抑制するのに役立つぐらいに、犯罪者に報復するための権力である。賠償と抑制というこの二つのことだけが、他の人に対して合法的に危害を加えること、つまり刑罰といわれうるものの根拠なのである。犯罪者は自然法を侵犯することによって、神が人々相互の安全のためにその行為の基準として定めた理性と普遍的公正の規則によらず、それ以外の生き方をすると公言したことになるのであり、かくして彼は人類を危害と暴力とから守るきずなを無視し破ることによって、人類にとって危険な存在となる。このことは、全種族に対する、また自然法が与えている人類の平和と安全に対する侵害なのだから、すべての人は、全人類を保存するという権利によって、この犯罪者を抑止し、また必要に応じてこれを殺してもよいのだし、こうして自然法を侵犯するものに危害を加えてこれに反省を求め、彼自身や、彼の例から他の人々が同じような悪事をするをやめさせてよいのである。この場合、そしてこの根拠によって、すべての人が犯罪者を処罰する権利を持ち、自然法の執行者になるのである。

※ 「相当する程度に」 — 最初の印刷ではこの言葉でシート P は終り、シート Q が始まっている。このシートには異なったものが現存する(ラズレット, 1952 (iv), ボワーズ Bowers, ゲリッツェン Gerritsen, それにラズレット, 1954 (ii))。シート P の後の部分のケースにおいてより以上に、そのいくらかの部分は、ロックの最後の草稿の修正の結果であろう。それは、第 21 節の最後の言葉で終わっている。

9. これは非常に奇妙な学説※だと思える人もいるかもしれない。しかしこの考え方を非難する前に、君主や国家がその国内で罪を犯した外国人を死刑にしたり処罰したりするのはどういう権利によるのか、ということを私にはっきり教えてもらいたいと思う。その国の法律は、立法部の明示された意志によって効力を持つものだから、それが外国人に及ばないことは確実なのである。法律は外国人には語りかけないし、またもし語りかけたとしても、外国人はそれに耳をかたむける義務はない。その国家共同体の臣民に対しては法律を有効ならしめている立法の権威も外国人には効力を持たない。イングランド、フランス、あるいはオランダで法を制定する最高権力者も、インディアンに対しては、世界のその他の人々に対するのと同様に、権威がないのである※※。したがって、もし自然法によってすべての人が、自然法の侵害をそれぞれの場合にふさわしいと考えられるような方法で処罰する権力を持たないとするならば、ある共同体の統治者がどうして他の国の人を処罰することができるのか、私にはわからない。何故ならば、外国人に対しては、統治者もすべての人が自然的に他の人に対して持つ権力以上の権力を持ちえないからである。

※ 「奇妙な学説」 — これは、ロックが自らの処罰に関する学説を新奇なもの、ないしは新奇であると自らはもくろんでいたということを見える。II-13・180 それにラズレット序文、97 頁を参照せよ。しばしば比較されるように、それは、ホップズの『レヴァイアサン』第 28 章での学説ときわめて対照的である。ロックの『寛容に関する第二の書簡 Second Letter on Toleration』(1690 年)は、全巻「賠償と抑制」の手段としての処罰に

関するものである。

※※ これはインディアンが、おそらくアメリカ・インディアンが、すべての確立された政治権力との関係で自然状態にある、ということであり、国際法が存在しないということの意味している（コックス Cox, 1960年, 138頁を見よ）。

10※. 法律を破り、理性の正しい規則から逸脱し、それだけ墮落し、自ら人間性の原則を捨てて有害な存在※※となったと宣言するという罪のほかに、だれか他の人に危害を加え、それによって他の人が被害をうけるという場合がよくある。この場合、被害者は、ほかの人々と共に犯罪者を罰する権利を持つだけでなく、そのほかにとくに加害者から賠償を求める権利を持つ。そしてそれを正当と見做す人はだれでも、被害者と共に、加害者からその被害を充分につぐなうだけ弁償をうけるよう援助してよいのである。

※ このパラグラフについて、アーリントン（1798年）は、この論文全体にわたって、ロックは「自由への熱望のあまり、人々が勝手に行使したり放棄したりする権利として人間の義務についてあちこちで語っている」との注釈を加えている。

※※ 「有害な存在」 — II-172 ならびにそれへの脚注と参考を見よ。

11. この二つの異なった権利、つまり、一つは犯罪を抑え、同じような犯罪を予防するためにこれを処罰するというすべての人が持っている処罰権と、もう一つは、被害者のみが持つ賠償をとる権利とから、統治者は統治者としての資格によって、共通の処罰権を自ら握り、しばしば、公共の福祉のために法の執行が中止されるときには、自らの権限で犯罪の処罰を免除することはできるけれども※、しかし、個人がうけた被害の償いを免除することはできない、ということになる。被害者は、自らの名においてそれを要求する権利を持ち、彼だけがそれを免除しうるのである。すなわち、被害者は自己保存の権利によって、加害者の財産またはサービスを要求する権限を持つのだが、これはすべての人が全人類を保存し、そのためになしうる合理的なことは何でもしてよいという権利によって、犯罪を罰しその再発を防止しうるのである。

と同じである。こうして、自然状態においては、すべての人が殺人者を殺す力を持っている。それは一つには、そういう罪にはすべての人からどんな罰が加えられるかを見せることによって、償いのつかないこういう危害がくりかえされないよう、他の人にも思いとどまらせるためであり、もう一つには、神が人類に与えた共通の規則ないし尺度である理性を捨てて不正や暴力や殺害をおかし全人類に対して宣戦布告をした犯罪者のたくらみから人々を守るためであって、こういう犯罪者は、人間と一緒に生活をし安全を保っていきことのできない野獣の一つであるライオンや虎のように殺してもよいのである※※。およそ人の血を流すものは、人その血を流さん※※※という偉大な自然法は、こういう理由によるのである。カインは、このような犯罪者はだれでもこれを殺す権利があると固く信じていたので、その弟を殺した後で、われにあうもの、われを殺さん※※※と呼んだが、これほどはっきりと全人類の胸に刻みこまれていることなのである。

※ II-159 と比較せよ。恩赦権は、主権の第四の指標であり（ボーダン『方法』1945年の173頁、I-129 ならびにそれへの脚注と参考、II-88 を見よ）、ロックはここで伝統的な議論に従っている。

※※ II-17（同一文句である）ならびにそれへの脚注と参考と比較せよ。

※※※ 『創生記』ix-6。神の命令はここで自然法と同等と見做されている。

※※※ 『創生記』iv-14。最後の文章はロックが『人間悟性論』の第1巻で論難した生得観念や生得の実践原理への信念を利用することをここでロック自身の意志として示したものとして、全巻の中でも目立つ例である。「胸に刻みこまれている」は、ヨルトン（Yolton, 1956年, 第2節）が信念の素朴な形態と呼ぶものの典型であり、問題の原理は、I-86での同じような文章の場合と同じく — それへの脚注と参考を見よ —、例外としては十分に説明されていない。ロックは、ここで、処罰についての自らの「奇妙な学説」全体が、生得的知識の部分であると主張しているように見える。ロックが1659-64年ころ早くも生得的知識を否定していた可能性については、フォン・ライデン、1954年を見よ。

よ。

12. 同じ根拠によって、人は自然状態においては、もっと軽い自然法侵害をも処罰することができる。そこでおそらく、死刑にしてもよいのかと問われるであろう。すべての犯罪に対する刑罰は、加害者が損をしたと思い、後悔し、そしてその他の人が恐ろしがりて同じ罪をおかさないようにするという程度に、そのくらいのきびしさにすべきである、というのが私の答えである。自然状態においておかされる罪はすべて、自然状態においても国家共同体におけると同じく平等に、また同じ程度に処罰してよい。ここで自然法の詳細や、その刑罰の程度にまで立ち入ることは、私の当面の目的からはずれることになるが※、しかし、自然法というものが存在し、しかもそれは理性的な生物でその法を学ぼうとする者には、国家共同体の実定法と同じくらい、あるいはそれ以上に明白であることはたしかである※※。何故なら、理性は、相矛盾する隠された利害を言葉でいいあらわした人間の思いつきや複雑なたくらみよりも、もっとわかりやすいのであるから。そして、諸国の国内法は、自然法にもとづいている限りにおいて正しく、自然法によって規定され解釈されるべきなのである※※※ ※※※※。

※ ロックの自然法に対する態度ならびに詳細についての説明は当面の目的ではないという主張については、ラズレット序文、82頁を見よ。

※※ II-124と同じ文句である。

※※※ この章句は、法律を増やそうと思っている人々、実際は一般的に法律、法廷それに法律家、とくにコモン・ローヤーに対するロックの敵意の表われである（I-90とそれへの脚注と参考を見よ）。ロックはこのことを初代シャフツベリー伯とともにいただいた。『カロライナ基本法』の第79・80条で、すべての議会制定法は1世紀後は無効とすべきで、『基本法』への注解は許されるべきでない、と規定していることを見よ。アーリントン（1798年）は、このように国内法の基準が自然法であって、多数者の意思ではないということについて、「市民的統治の真の原理を指摘している」とのべている。

※※※※ II-135および、フォン・ライデン

が自らの1954年編著書『自然法論』の118-9頁、188-9頁の中に指摘したこれとの著しい類似と比較せよ。

13. 自然状態においてはすべての人が自然法を執行する権力をもつという奇妙な学説※に対しては、人が自分に関係のある事件で裁判官になるのは不当であり、自己愛のために自分や自分の友人をえこひいきするだろうという反対論がたしかにありうる。また他方で、人々はそのゆがんだ性質や激情や報復心のために、他の人を罰するのにはいきすぎがあるだろうという反対論もありうる。したがって、それは混乱と無秩序以外の何ものも生ぜず、つまるところ、神は人間の自己偏愛性と暴力を抑えるために支配を設けたのではないかといわれうるであろう。私も市民的統治が自然状態の不都合さをあらためるのに適当な方法であることは、容易にみとめる。自然状態では、人々が自分のことに関して裁きをしているのだが、他の人に危害を加えるような不正な人間が自らを正しく責めるといことはほとんどないと考えられるから、その不都合はたしかに大きいものであるに違いない。しかし、先のような反対論を唱える人々には、絶対君主といえども人間に他ならないのだ、ということをお願いおこしてもらいたい。人が自分のことについて裁きをするということから必然的に生ずる弊害の対策として統治というものがあろう、自然状態にはそれ故にとても耐えられないという場合に、一人の人間が多数を支配し、自分自身に関する事件の裁判官となる自由を持ち、何なりと勝手なことを全臣民に押しつけておきながら、彼の勝手な意向を執行する人々に対して、異議を申し立てたりそれを制御したりする自由を全く認めないとか、彼のやることなら、それが理性によるものであろうと間違いや激情によるものであろうとどんなことでも服従しなければならないという時に、果たしてそれが自然状態に比してどれ程まざっているというのであろうか。それぐらいならば、人々が他の人の不正な意思に服従しなくてよい自然状態の方がはるかにまざっている※※。ここでは裁きをする人が自分に関係のあることにせよ、それ以外のことにせよ、誤った裁きをすれば、他の人々に対してその責任をとらなければならないのである。

※ II-9への脚注および参考を見よ。ポロック(1904年, 241-2頁)は、「中世の奇書のうち屈指の『正義の鏡 *Mirror of Justices*』との奇妙な用語の類似」を指摘し、そこから、「通常の裁判権をすべての人が持つのであって、罪によってそれは奪われない。というのは、すべての人が、権利という神聖な規則に従って彼の隣人を裁くことができるからである」(第4巻第2章)という言葉引用している。『正義の鏡』についてはII-239とそれへの脚注を見よ。  
 ※※ ロックの最後の校正で修正された。

14. ところで、人間はどこで自然状態というものにいるのか、あるいはいまままでにいたことがあるのかという疑問が、大きな疑問として、しばしば出される。これに対してはさしあたり、世界中の独立した共同体の君主や支配者はすべて自然状態にあるのだから、世界ではいままでもこれからも、多数の人が自然状態にいるのは必然だ、と答えれば充分であろう※。私は今、独立した共同体の統治者すべて、とのべたが、これは彼等が他の国の統治者と同盟を結んでいるかどうかには関係がない※※。何故ならば、人々のあいだの自然状態を終わらせるものは、どんな契約でもよいというわけではなく、一つの共同体に入り、一つの政治体を作るという相互の同意という契約だけなのであるからである。例えば、ガルシラッソ・ド・ラ・ヴェガの『ペルー史』にのべられているように、無人島で二人の人が交易などの約束や取引をしても、あるいはアメリカの森林でスイス人とインディアンとがそういう約束をしても、それは彼等に対して拘束力を持つが、しかし、彼等は相互に完全に自然状態にいるのである※※※。真実と約束を守ることは、社会の成員としてではなく、人間としての人間の義務なのだからである※※※※。

※ II-101を参照せよ—そこではこれについての充分な回答がなされている。

※※ 相互に自然状態にある諸統治については、II-183・184(双方とも本筋からそれた話としてではあるが)と比較せよ。ロックはここでおそらく意識的にホブズに従っている、としばしば言われている。思考の順序が、ほとんど同じである、『リヴァイアサン』第13章(1904年, 85頁)と比較せよ。しかし、ギールケ Gierke

(1934年, i-97)は、こうした把握が当時の自然法理論家に共通のものであったと主張し、この点についてプーフエンドルフの『要綱 *Elementa*』と『自然法論 *De Jure Nature*』を含む10の典拠を引用している。もし、ロックがだれかを特に意識していたとすれば、プーフエンドルフであった公算が最も大きい。ラズレット序文, 73頁を見よ。

※※※ 初版の最初の段階とはこれは異っていて、この二つの間には最も重要な相違がある。交易のための取引は、「ソルダニア *Soldania* の二人の人の間、ないしはスイス人とインディアン」となっており、またガルシラッソの無人島はのべられていない。ロックが最初の段階で省略した文句を第二段階でたんに付加したというのでないことは明白である。何故ならば、ソルダニア(南アフリカのソルダニア湾)は、アメリカに關与していたガルシラッソの本には出てこないからである。ロックは、このソルダニアについての不正確な言及を全部削除し、ガルシラッソの『インカ族起源正史』第1部第8章(彼のフランス語訳本の34-43頁。I-57への脚注を見よ。またI-153とそれへの脚注と比較せよ)からのこの挿話にとりかえる判断をしたようである。ロックは、1687年2月8日の日録に次のように記している。「ペドロ・セラノは3年間無人島に一人で住んでいた。その後、他の難破船の男が彼のところに来た。彼等は二人だけであったが、同意が成立しなかった。ガルシラッソ・ド・ラ・ヴェガ、インカ族起源正史I-I-C.8」。このことから、ラズレット序文, 54頁の考証のように、ロックはこの箇所を1687年に書いた可能性がある。ソルダニアのホッテントット族への原文での言及は、充分根拠がある。ロックは神を信仰しない民族としてこの民族の例をしばしば用いているからである。こうした言及は(『悟性論』やその他の中にあり)、フォン・ライデン, 1954年の65頁, 81頁にリスト・アップされているし、ロックが『自然法論』の第五論文(1660年代前半, 174頁)と同じ頃から早くも、ブラジルと共にこの地域を引証しているからである。ロックはこの情報をおそらくテリー Terry の『東インドへの航海 *Voyage to East India*』, 1655年からえたものと思われ、この本は1681年にロックの



書架にあった。

※※※※ フォン・ライデンが『自然法論』第一および第七論文と比較している（1954年、81頁）。

15. 自然状態の人間などというものはいなかったという人々に対しては、私は賢明なフッカーの権威を借りて反論しよう。『教会統治論』第1巻第10節で彼は次のようにのべている。これまでのべてきた法——つまり、自然法——は、人々がまだ永続的な共同関係を持たず、何をなすべきか、何をなすべきでないかについて相互に敵意な協定を結んでいなくとも、彼等が人間であるということによって、人々を絶対的に拘束する。しかし、我々は自分一人だけでは我々の本性が要求するような、つまり人間の尊厳にふさわしい生活に必要な物を十分に備えることができず、したがって、自分ひとりで孤独な生活をしている時の欠点や不足を補うことができないから、そのかぎり、我々は自然に他の人との交わりと共同関係を求めたがるのである。このことが、人々が始めて政治社会に結合したことの理由であった※。さらに私は、すべての人は自分自身の同意によっていずれかの政治社会の成員となるまでは、自然状態にあり、またそこにとどまっている、と断言する。以下のこの論説においてこのことを明らかにすることができると思ふ。

※ ケーブル編のフッカー著作集、第1巻、298—9頁からの引用で、句読点の変更はあるが、かなり正確な引用である。引用はロックの所蔵する1676年版の85頁からで、一部は1681年6月2日のロックの日録に書き写された章句からである。II—5への脚注を見よ。

### 第三章 戦争状態について※

16. 戦争状態は、敵意と破壊の状態である※※。だから、他の人の生命に対して、一時の激情や短気からかれてではなく、冷徹な一定の意図を言葉または行為で表わすものは、そういう意図を示した相手の人と戦争状態に入ることとなり、自らの生命を相手の力ないしはその相手を守ろうとして

これに荷担し争いを支援する人の力にさらすことになる。私を殺そうと脅迫する者に対しては、私がこれを殺す権利を持つことは合理的であり正当なのであるからである。自然の基本法によって、人間はできるかぎり保存されるべきなのである※※※が、すべての人を保存しえない時は、まず罪のない者の安全を優先すべきである。人は自分に対して戦争をしかけ、あるいは自分の存在への敵意を示す者に対しては、狼やライオンを殺してもよいのとまったく同じ根拠によって、これを殺してもよい。そういう人間は、理性の共通の法に拘束されておらず、力と暴力以外には何の規則を持たず、したがって、彼らの手に落ちた者を必ず殺してしまう猛獣、つまり危険有害な動物なのである※※※※。

※ 第三章は、第二章（第二章への脚注を見よ）と同じく、実質的には1679年に書かれた。しかし、1689年に（例えば、II—17への脚注を見よ）修正され拡張されたことは確かである。1689年のテキストには、その年の印刷上の混乱がある。

※※ 大文字は、第一版の最初の段階と第二段階とを区別する最も目立つ特徴であり、この節の始めから終わりまで続いている。これは、印刷の過程でロックがテキストを切り離した結果かも知れないが、文献的には確認できない。仮にそうだったとしても、切り離された章句は大文字からなるこの箇所から始まる必要性はみとめられない——ラズレット序文、8頁やラズレット1952年(iv)、それにボアーズ、ゲリッツェンならびにラズレット、1954年を見よ。第一版の第二段階では、この箇所の文字は通常の大きさであるが、このパラグラフには二つの異文がある。

※※※ II—6・7・128・129・135・149・159・171等々並びにティレル、1681年、15頁と比較せよ。全人類の保存の法を基本的な自然法と見做すロックの傾向については、ラズレット序文、97頁への脚注を見よ。『教育論』（1695年）でロックは、「個人と同じく全人類の自己保存が、実際に人間の義務であり、我々の宗教や政治や道徳を律する真の原理であるように、すべての人の信条であれば、世界は、今より以上に穏やかであり、よりよい性状となろう」（『著作集』

1801年、第9巻、113頁)とのべている。

※※※※ 「猛獣……有害な動物」 — II-172  
およびそれへの脚注ならびに参考と比較せよ。  
「そういう人間は」から末尾までは、1689年の  
追加であるかも知れない。

17. したがって、他の人をその絶対的権力の支配下におこうと企てる者は、相手の生命を奪おうという意図を表わしたと解すべきであるから、その相手と戦争状態に入ったこととなる。私の同意をえないで私をその権力下におこうとする者は、私をつかまえれば思いのままに私を扱い、その気になりさえすれば私を殺すであろうと、当然考えられるからである。だれかが私をその絶対的権力下におこうとするのは、暴力によって私を自由の権利に反するような状態、つまり奴隷に無理やりに押し込もうとするために他ならないからである。こういう暴力から逃れることだけが、私の保存の唯一の保証であって、この防壁たる自由を奪おうとする者は、私の保存の敵であると見做すよう、理性は命令する。だから、私を奴隷化しようとする者は、そのことによって私と戦争状態に入るのである。自然状態において、その状態ですべての人がもっているこの自由を、奪おうとする人がいれば、この自由こそそれ以外のすべてのもの基礎なのだから、彼は必然的に他のすべてのものを奪おうとする意図をもつものと考えなければならない。同じように、社会状態において、その社会あるいは国家共同体の成員のもつ自由を奪おうとする人は、それ以外のすべてのものをも奪おうとする意図を持つものと考えなければならず、戦争状態にあると見做されるべきである※※。

※ 「状態」 — ここで初版の最初の段階での大文字は終る。II-16を見よ。

※※ この最後の文章は、1689年の加筆になるもので、ジェームズ二世が英国民と「戦争状態にある」という含意であろう。実際のところ、第18節は第16節により自然に接続しているのであって、この第17節全体がそう入されたのかもしれない。

18. このようにして、もし泥棒が貨幣やそのほか何でも好きなものを奪いとるために、暴力を用いてある人を捕えるなら、その人を少しも傷つけ

ず、あるいは殺そうという意図を表わさなくとも、その泥棒を殺すことは合法的である※。当然の権利がないにも拘らず、暴力を用いて私を抑えつけるものは、口でどんなことをいおうと、私の自由を奪い抑えつけてしまえば、何をとるかかわからないからである。そこで、私が相手を、戦争状態に入った者として扱うこと、つまり、できれば相手を殺してもよいということは合法的となる。戦争状態を作り出し、先に攻撃をしかけた者はだれでも、当然、殺されるという危険に身をさらすことになるのだからである。

※ II-207と比較せよ。

19. ここで我々は、自然状態と戦争状態とを明確に区別することができる。ある人々はこの両者を混同しているけれども、これは、平和と善意と相互援助と保存の状態が、敵意と悪意と暴力と相互破壊の状態と異なるように、まったく異なったものである※。人々が理性にしたがって共生し、しかも彼等の間を裁く権威ある共通の上位者を地上には持たないとき、これこそまさしく自然状態である。しかし、暴力や他の人の身体に対する公然たる暴力的意図があり、しかも地上には救済を訴えるべき共通の上位者がないとすると、これは戦争状態である。そして、社会のなかで、その仲間から攻撃がかけられた場合でさえ、これに対して人が戦争の権利を持つのは、こういう訴えができない場合である。だから、私の持っているものを全部奪いとられてしまったので、私としては法に訴える以外にはどうすることもできない泥棒を、私を襲って馬や上衣だけをとった時に、これを殺してもよいのである。というのは、危害がさしせまっていて、私を守ってくれるはずの法が私の生命の安全のために介入する時間がない時には、生命というものはいったん失われると賠償のきかないものだから、自分で自らを守ることが許され、戦争の権利、つまり攻撃者を殺す自由が許されるからである。取り返しのつかないような危害が加えられるのに、その救済を共通の裁判官や法の決定に訴える時間を、攻撃者は与えてくれないからである※※。権威を持った共通の裁判官がない時は、すべての人は自然状態におかれることになる。権利なしに他の人の人格に対して暴力を用いることは、共通の裁判官がいる場合も、いない場

合も、戦争状態をつくりだすのである。

※ 「ある人々」とは、もっぱらホッブズ主義者のことである。一般論としては、II-6・7を見よ。またロックの『自然法論』（c.1661年）を見よ。『自然法論』の第五論文で、ロックは、ある人によって主張されているとして、「自然状態の中には、人々の中の一般的な戦争や絶えざる死にいたる敵対がある」ということを可能性としては残している。しかし『自然法論』の第八論文では、ロックは「ある人」に反論して、もし自然状態を戦争状態であるというのなら、「すべての社会は、潰滅し、社会の絆である信頼も失われてしまう」とのべているのである。II-212ならびにラズレット序文を見よ。自然状態の平和的な状況は、II-13・92・101・123-4などで語られる危険等と比較されるべきである。

※※ II-182と比較せよ。

20. しかし、社会にあって両者※が平等に法の公正な決定に服している人々の間では、現実には暴力がふるわれなくなれば、過去の危害の救済を訴え、将来の危害を予防する方法がひらかれているのだから、戦争状態は終りをつける。しかし、自然状態のように、実定法がなく、権威をもった裁判官へ訴える方法がない時には、いったんはじまった戦争状態は、攻撃者の方から平和を申し出て、過去の危害をつぐない、罪のない人の将来の安全を保障するという条件で和解を望むまでは、罪のない方がいつでも可能な時には相手を殺す権利と共に、ずっと続くのである。だが、法および公の裁判官へ訴える道がひらかれていても、裁判が明らかに歪められ、法が公然とねじまげられ、一部の人々や党派の暴力や不正が擁護されたりその罪がとがめられなかったりするような場合には、そこに戦争状態があるとしか考えられない。暴力が用いられ、危害が加えられれば、それが裁判を司るべく任命された人々によるものであっても、やはり暴力であり危害であるからである。法の名をかり、法をふりかざし、法の形をとって行われるものであっても、それは変わらない。法の目的は、その支配下にある人々すべてに公平にこれを適用し、罪のない人々を保護し救済することにあるのだが、そういうことが現実に行われない場合はい

つでも、被害者に対して戦争がしかけられたことになり、被害者は地上に救ってくれる訴えどころがないので、そういう時は、ただ天への訴えという唯一の方法が残されるのみである※※。

※ 「両者」—ここから初版の第二段階にある章句がはじまるがそれは最初の段階には欠落している。ラズレット序文、8頁、ラズレット、1952年(iv)ならびにボワーズ、ゲリッツェンそしてラズレット、1954年を見よ。最初の段階では、テキストは第21節の「そして、だからこういう争いは……」に直接している。つまり、「20. しかし、社会にあっては、両者が平等に裁判官に服している人々の間では、現実には暴力がふるわれなくなれば、戦争状態は終りをつける。そして、だからこういう争いで……」（そして、このパラグラフの終りに第二段階でのテキストと一致し、次は第22節として始まる。第21節の記号は現存しない）となる。この異常さは、テキストの編者によって様々に取り扱われている。ラズレット、1952(iv)の342頁での脚注2とラズレット、1954(iv)の83頁への脚注1を見よ。「エベリマン」のテキスト(c.1924年、以後多くの版がある)の編者W.S.カーペンター Carpenterは、ここからII-36・37まですべてのパラグラフに誤った順序付けをしている。II-36への脚注を見よ。アーリントン(1798年)は、このおかしさに最初に気づいた。※※ この章句は1689年の加筆であり、直接に名誉革命の事件に言及しているものであろう。最後の「天への訴え」は大変重要である。それは、おそらくは、トマス・ペインやその他の人々によるその解釈、つまりロックの抵抗権の理論に対してアーリントンをして次のような非難をなさしめた章句である。アーリントンは次のようにのべている—「しかし一人の人間の個別の憤激を除く目的のために、全社会を混乱に投げこむような権利を個人に与えようとする理論について、我々は何と言ったらよいのか?」。

21. この戦争状態を避けることが、(そこでは天以外に訴えるところがなく、争い合っている人々に決着をつける権威がないので、どんな小さな争いも戦争状態になりがちなのだが)、人々が結合して社会を作り、自然状態からのがれようとする

一つの大きな理由である※。地上に権威や権力があり、訴えによって救済がえられる時には、戦争状態は長く継続せず、争いはその権力によって決着させられる。エフタとアンモンの人々との間に、権利を決定するこういう法廷、つまり地上の上位支配権が存在していたならば、彼等も戦争状態には至らなかったであろう。しかし、実際は、彼らは天に訴えざるをえなかったのである。『士師記』II-27には、願わくば、裁きをなしたもうエホバ、今日、イスラエルの子らとアンモンの子らとのあいだを裁きたまえ、(と彼はいう)とある。そして、彼は訴えつつ、この訴えを信じながら、軍を率いて戦場へ進むのである。そして※※だからこういう争いで、だれが裁くべきかという疑問が出されている時には、だれがこの争いを裁決すべきかということが意味されているのではない。エフタ※※※がここで、裁きをなしたもうエホバ、裁きたまえ、とのべているのは、周知の通りである。地上に裁判官がいないときには、訴えは天の神に対してなされる。したがって、この疑問は、他の人が私に対して戦争状態に入ったかどうか、あるいは私がエフタのように、そこで天に訴えてよいかどうか、だれが裁くべきかを意味しているのでは決してない。そのことについては、私のみが自らの良心において裁きうるものであり、最後の審判の日に私がすべての人の最高の裁判官たる神に対して、責任をとるのである。

※ ホッブズもまた戦争状態に対する救済手段として社会状態を構成した。この文章は、政治理論においてホッブズに対するロックの非常に近接した形式上の接近といわれるかも知れない。このことが、初版の第一段階(ラズレット, 1952 (iv)を見よ)から削除された箇所で行っているというのは興味深い。しかし、この二つの事実が結びついているということを示すことはできない。

※※ 「そして」—欠けている章句の終り。II-20への脚注を見よ。

※※※ 「エフタ」—ロックが、市民社会や正義についての彼の論拠の聖書上の基礎にとって決定的なものとしてエフタの物語を考えていた、ということは明らかである。I-163, II-109, II-176を見よ。また、II-168への脚注及び参考と比較せよ。ロック以前のグロティウ

スと聖アウグスティヌスも、政治分析にエフタ物語を用いていたし、ロックはジュリユー Jurieu (1689年, 365頁)によって表わされたカルヴィニストの立場を胸にいだいていた。それは、裁く人、つまり人々の間のエフタが、原罪の故に不可避免的に通過する一つの段階、つまり太古の罪のない人と確立された主権との間の一つの段階を代表している、というものである。

#### 第四章 奴隷制について※

22※※. 人間の自然的自由とは、地上のいかなる上位権力にも服さず、また人間の意思や立法の権威の支配を受けず、ただ自然法のみを自らの規則とすることである。社会における人間の自由とは、同意によって国家共同体のなかに設立された立法権にのみ服し、立法部がその信託にしたがって判定するもの以外には、いかなる意思の支配にも、いかなる法の拘束にも服さないことである。したがって、自由とは、R・F卿が『アリストテレス管見』55頁〔224頁〕で、すべての人が好き勝手なことをし、気ままに生活し、どんな法にも拘束されない自由、と言っているものとは異なる※※※。統治のもとでの人間の自由とは、その社会のすべての人に共通であってそこに設立された立法権によって制定された一定の規則にしたがって生活することであり、規則に定められていないことについてはすべて自分の意思にしたがう自由であり、他の人の移り気な不確定で知ることのできない恣意には服しないことである。それは、自然の自由が自然法以外のいかなる拘束をも受けないことであるのと同様である。

※ この第四章は、第二・三章の場合での推定とは異なって、1679年に執筆され(次の脚注※※を見よ)、1689年に修正されたという明白な証拠がある。

※※ 初版では、この点からシートRが始まっている。II-8への脚注と比較せよ。初版では、この点から以降は、明かな印刷上のおかしさはない。

※※※ これは、第二論文でフィルマーに言及している唯一の箇所である。もっともフィルマー

の名前はⅡ-1やⅡ-61に出てくるが。この言明はⅡ-57でもくりかえされている。そこでの脚注及びⅡ-236を見よ。これは第一論文が『パトリアーカ』批判として書かれたのと同様に、この第二篇もフィルマー、とくに彼の小冊子批判の目的で書かれたことの証拠の一つである。ラズレット序文の58-61頁で、フィルマーに対するこの異例な言及は——というのは、第一論文で用いられたものと非常に異なっているように見えるからだが——、第二論文が1679-80年にある形で書かれ、第一論文より第二論文が先に執筆されたことの手がかりの一つであると考えられるとのべている。もっともアシュクラクトは同意していないが、この節の執筆時期を推測させるロックの『綴り Tablet』での記載はここでの議論にとって適切である。それは、次のようなフィルマーの『諸形態』（ラズレット版、226頁）での章句に言及している——「人々の同意の必要性を弁ずる人々の中で、今までにそれほど必然的な原理に〔つまり、それを獲得する方法について〕仕上げた人はいない。人々が同意をのべる方法に関して、意識を決定することがいかに必然的であるかを考えることは、非常に困難であるように見える仕事である。もっとも、そうでなければ、それは否定されないであろうが。」

ロックが『綴り』に「フィルマー、意識を決定すること」を書いて、第二論文のこの部分を構成し続けた時に、ロックが心にとめていたのは、この言明であった。法と自由についての同じ論点は、『人間悟性論』IV-iii-18にも見られる。そこには、「『統治は絶対的自由を許容しない。』統治の観念は、人々に一致を求める一定の支配ないしは法にもとづく社会の設立であり、絶対的自由の観念は、誰もが望むことをすることである。私は、この命題の真理を数学と同じく確かなものということができる」（ニディチ編、550頁）——ラズレット序文、83頁を見よ。アーリントン（1798年）は、このパラグラフの含意にげんかなくされ、それを矛盾ととらえている。彼は、最も欲しいものが、自由についての一致した定義であり、「ロックがそのような定義を与えたかどうか読者が判断できる」と結んでいる。

23※. この絶対的恣意的権力からの自由は、人間の保存にはきわめて必要であり、密接に関係しているのだから、それを失えば必ず自己の保存と生命とを同時に失わざるをえない。人間は自分自身の生命への権力をもっていないのだから、契約によっても同意によっても、自らを他の人の奴隷としたり、他の人の絶対的恣意的権力に服して思いのままに生命を奪われたりすることは、できないのである。自分が持っている力以上の力をだれも与えることはできないし、自分の生命を奪えないものが、そういう権力を他の人に与えることはできない。たしかに、死に値するような行為によって、過って自らの生命を放棄した者については、その生命を預かった人が（彼を支配下において）しばらくその生命を奪うのを延期したり、自分のために彼を利用したりしてもよいであろうし、そのことによって何の危害を加えたことにもならないのである。もしこういう奴隷の苦しみが生命の価値以上にひどいものだと思えば、その主人の意志に抵抗して、望むままに殺されることも可能だからである。

※ この節はホブズズの『リヴァイアサン』の第20章、とくに142-3頁（1904年版）との比較と対比に我々を誘う。ホブズスは、人間が自己の生命を権力に譲渡することができるが故に、契約と同意によって自らを奴隷にすることができることを主張している。ロックは、しかしながら、この最後の章句で間接的な自殺を正当化することによって自己矛盾をひきおこしているように見える。Ⅱ-6・135（同様な章句がある）・178およびそれへの脚注と参考を比較せよ。アーリントン（1798年）は、これを力説し、ロックを批判し、「他の人の生命を奪う権利の無限の継続」に反対している。ダン、1969年（i）は、（とくに、108頁の脚注2と参考を見よ）、ロックは常に自殺禁忌を重んじている、と主張している。

24. これが、完全な奴隷の状態であって、それは合法的な征服者と捕虜との間に続いている戦争状態に他ならない。もし両者の間に契約が入りこみ、一方の側には一定の限界のある権力と、他方の側には服従とが協定されるなら、戦争状態と奴隷制は、契約が続く限り消滅する。すでにのべた

ように、どんな人も自分が持っていないもの、つまり自分の生命に対する権力を、協定によって他の人に譲り渡すことはできないからである※。

もっともユダヤ人やその他の国民のあいだでは、人々が自分自身を売ったことがあるということは、私も見ている。しかし、これは、たんに苦役のためであって、奴隷になるためではなかったことは、明かである。売られた人も、あきらかに、絶対的恣意的専制権力に服したのではないからである。主人も彼をいつでも殺してよいという力は持ちえず、ある場合には、その苦役から解放してやらねばならぬこともあった。こういう召使の主人は、決して生命に対する恣意的権力を持っていたのではなく、思いのままに傷つけることさえできず、召使が目や歯を失えば解放しなければならなかったのである。これは、『出エジプト記』にあるとおりである※※。

※ II-23・85 と比較せよ。ロックの奴隷制への態度を測定するうえで、レズリー・スティーン Leslie Stephen (1902年, II-139頁) が指摘しているように、『カロライナ基本法』は、「すべての自由民は、彼の黒人奴隷への絶対的権力と権威を持つ」とのべている、ということとは記憶にとどめておく価値がある。I-130への脚注とI-144と比較せよ。ロックが1698年に書いた(ラズレット, 1957年(i))を見よ) ヴァージニア総督ニコルソン宛指示文書では、黒人奴隷は、正義の戦争での捕虜であり、「死に値するような行為によって」彼らの生命を罰として支払うが故に、正当に奴隷化されたと見做されている(II-230, ティレル, 1681年, 62頁と比較せよ)。ロックは、王立アフリカ会社の侵略は、この種の正義の戦争であり、捕えられた黒人はそうした行為を犯したと正当化していたように見える。奴隷についてのロックの言動はポラン, 1960年, 277-81頁, およびダン, 1969年, 175頁などで論議されている。

※※ 『出エジプト記』で、モーセの律法は買われた奴隷の取扱について規定している。それによれば、奴隷は、もし主人によって不具にされれば、殺されずに、ヨベルの年 Jubilee year の第7日目に解放されるとされている。ホップズは、これに注目し、グロティウスはこれを「不完全な奴隷」と呼んでいる(II-V-30,

1712年, 264頁)。

## 第五章 所有権について※

25. 我々が自然理性にしたがって、人間はいったん生まれると自己保存の権利を持ち、したがって、飲食物とか自然が生存のために与えてくれたその他の物に対する権利を持つと考えるにせよ※※※※、あるいは啓示にしたがって、神がアダムとノアとその子孫に対して世界の一部を与えたという説明を受け入れるにせよ、いずれにしても明かなことは、『詩篇』CXV-xviで、ダビデ王が、神は地を人の子に与えたまえり※※※※とのべているように、それを全人類の共有物として与えた、ということである。しかし、このように考えると、どうしてある人が何かへの所有権を持つようになったのか、ということを変疑問に思う人がいるかも知れない。この疑問に対して、神がアダムとその子孫に世界を共有物として与えたという前提に立てば、所有権を理解することは困難だから、神がアダムとその後継者に、それ以外の子孫はすべて除外して、世界を与えたと考え、したがってただ一人の世界中を支配する君主以外はだれも所有権を持ちえないのだ、との答えでは、私は満足できない※※※※。私は、共有物として神が与えたものを、すべての共有権者の明白な契約なしに、人々がいくぶんかずつ所有権を持つようになったのはどのようにしてなのか、を明かにしたいと思う※※※※。

※ この重要な章は、ロックの議論にとって明かに不可欠であり、またフィルムマーへの彼の批判の一部であることも明白である—以下の注※※※※と※※※※※※、それにII-38への脚注を見よ。オリベクロナ Olivecrona は、後に見るようにこれと異なる見解を持っているし、この章の執筆時期についても異論を持っている。しかし、なるほど最終的には修正されたにしても、この章が1689年ないしは第二篇の最初の形よりもはるかに後の時期に書かれた、ということを示すものは何もない。この章が、印刷の過程で修正される初版の部分内にある、ということが想起されるべきである。これとは別に、この章が1679年と1681年の間に書かれたと想

定することが私には正しいように思える。

※※ 所有権についてのこの議論は、I-87・86と用語の上で関係している。ケンダルKendall, 1941年, 77頁は、ここでの個人を意味する人間から次の人類という表現への非論理的な移りかわりを指摘している。

※※※ 原始共産主義ないしは私的所有権の優越への批判についての聖書での典拠は、第一論文で十分に議論されている。I-21以下を見よ。『詩篇』CXVは、フィルマーへの言及の部分として、I-31で引用されている。

※※※※ 第一論文と比較せよ。オリベクロナ, 1975年は、この箇所がずっと後で書かれたこと、そして、この節と章がフィルマーを無視して書かれたと主張しているが、私は賛成できない。次の脚注を見よ。

※※※※※ この章句は、この節、それにこの所有章全体が、フィルマーの著作を念頭におき、その直接的な批判として書かれたということの証拠である。一般的な人類の同意がなければ、原始共産制から私的所有権に至る道を見出すのは困難だと言ったのは、フィルマーであったからである。ホップズ（『市民論』, 1647年, の献辞は、この点を明白に物語っている）、グロティウス（1625年, II-ii-2）それにプーフンドルフ（1672年, IV-3）は、いずれもフィルマーが議論しているこの疑問について議論していない。

26※. 神は世界を人類に共有物として与えたのだが、それと同時に、世界を生活と便宜のために最もよく利用するための理性をも与えた。大地とそこにあるすべてのものは、人間の生存を維持し快適にするために、人類に与えられたのである。大地が自然に生み出す果実と大地に養われている動物とはすべて、それが自然の手によっておのずからつくり出されるものであるかぎり、人類の共有物であり、それらがこういう自然の状態にあるかぎり、何人も他の人を排除してそれらを私的に支配することはもともと許されていないのだけれども、しかしそれらは人間が利用するために与えられたものなのだから、これを利用するためには、あるいはだれか特定の人に役立つためには、なんらかそれを占有する手段が必ずなければならない。未開のインディアンは、囲い込みを知らず、

なお共有地の借地人であるけれども、しかしかれが食べる果実や鹿の肉は、かれの生活を支えるのに役立つためには、それ以前にかれのものにならなければならない、他の人がもはやそれに対して何の権利も持たないように、かれのもの、つまりかれの一部とならなければならないのである※※。

※ 自然が生み出す物については、プーフンドルフの『自然法論』, 1672年, IV-iv-13やロック自身の初期の『自然法論』第8章、フォン・ライデン編, 210-11頁と比較し対比せよ。  
※※ II-28やそこへの脚注や参考を見よ。

27※. 土地や人間より劣る被造物のすべては、人類の共有物であるが、しかし、すべての人は自分自身の身体という所有物も持っている※※。これに対しては、本人以外のだれも、いかなる権利をも持っていない。かれの身体の労働とその手の働きは、まさしくかれのものといってよい。そこで、自然が与え、そのままにしておいた状態からかれがとり出したものは何であっても、かれはそこで労働をそれに加え、かれ自身のものをつけ加えて、それへのかれの所有権が発生するのである。そのものは自然のままの状態からかれによってとり出されたものであるから、この労働によって他の人の共有権を排除する何かがつけ加えられたことになる。この労働は疑いもなく労働した人の所有物なのであるから、少なくとも共有物として他の人にも充分なものが同じように残されている場合には、いったん労働をつけ加えたものにはその本人以外の何人も権利をもちえないのである。

※ この節でのロックの労働と所有についての命題の概説、ならびにこの前後を、ティレルの次の言葉と比較せよ。「大地とその果実がすべての住人に最初は共有物として与えられたと想定して、しかも、神の人間への最初の命令が、殖えよ、満ちよであったのだから、もし、人がその目的を達成する権利を持つとすれば、彼は自らの保存と種の増殖の手段への権利を確かに持つのだから、地上の果実や動物が食料として共有物であったとしても、いったんある人が、自らと家族の必要のためになるように、それらのもののある部分を自らの労働によって獲得したとすれば、それは彼自身のものとなるのであ

て、その他の人はだれも、明白な不正でもしなければ彼からそれをうばうことはできない」(1681年, 99-100頁)。ティレルはさらに続けて、「このような共同体」はアメリカ人の中にまだ見られること、そして野性の動物をインディアンが殺し(Ⅱ-30と比較せよ)、魚をつかむことや(同上)、木の果実や鹿肉(Ⅱ-26)について言及している。しかし、ティレルはこのことを異なる文脈の中で述べている。グロティウスに従って、ティレルは劇場における座席についてのストア派の格言に言及し、所有権についてのその他の多くの議論を引用しているが、それらはロックによって無視された。というのは、ティレルにとって、労働についての命題は、地上の産物を合理的に使用する方法ではなく、獲得された所有権を確保するための基礎であったのであり、彼は、人間が自分自身を所有している、という点のべていないからである(Ⅱ-32への脚注と比較せよ)。これらの点および二人の周知の関係から、ロックがティレルにこうした思考を教示しながらも、ティレルはロックの考えていることを十分に理解しないでした、ということができるのである。二人が別々にこうした点に到達したということもありえないわけではない。というのは、「大部分はもっと前に書かれた」とタイトルにあるがしかし、1680年に出版された本で、リチャード・バクスター Richard Baxter は、次のような不明確ではあるが似たような言葉を述べているからである。「所有権は、本来統治に先行する。統治は所有権を与えることはできないのであって、公共の福祉のためにそれを規制する。人はすべて自らの四肢の中に所有権を持って生まれ出るのであり、自然は、かれの子供への所有権を与え、また食物その他は、かれの勤労の獲得物である。だから、神の法(罰金として支払うというような正義の実行のように)か、かれら自身の同意、あるいは、かれらの代表者又は祖先の同意によらなければ、かれらの所有権を正当に奪いとるような支配者はいない。人の生命と自由は、かれらの所有権の主要部分である。人々の所有物と自由は保護されるのであって、人々の法が支配者に与える権力によって、神は人々から奪わないし、人々自身の以前の同意によっても奪われない」(バクスター、1680年, 54-5頁。

シュラッター Schlatter, 1957年, 39頁を見よ。また、ガフ, 1950年, 80頁に引用されたバクスターの『聖なる共和国 *Holy Commonwealth*』からの章句と比較せよ)。

バクスターが生命、自由、財産についてここで語っていることは、バクスターがロックのその展開された特異な定義と同じように結びつく定義をしていたということを示している。ラズレット序文, 101頁および、Ⅱ-87への脚注を見よ。あまりに不正確に労働価値論と呼ばれていることへの多くの漠然としたヒントを(例えば、ロックがその1667年版を所蔵していたW. ペテイや、ホップズの中にさえ)見いだすことは可能である(ガフ, 1950年, 81頁を見よ)。これらは、私が知るかぎりでロックが読んだ本の中で、体系的な類似を示しているように見える唯一の章句である。Ⅰ-42でのヒントも見よ。※※ Ⅱ-173でくりかえされている。マクファーソン, 1962年, 140頁で引用されているレヴェラーのウォールウィン Walwyn を参照せよ。

28. 樫の木の下でひろったどんぐりや森の中の木から採ってきたリンゴを食べて生きている者は、たしかにそれらを占有したのである。その食物がかれの物であることは、だれも否定しない※。そこでだが、それはいつから彼のものになったのだろうか。それを消化した時からか、それとも食べた時からか、あるいはそれを煮た時からか、それを家に持って帰った時からか、それを拾った時からか。最初にそれを拾い集めた時に、彼のものになったのでなければ、それ以外には彼のものとなりえないことは明らかである。その労働が、それらを共有物から区別したのである。それが、万物の共通の母である自然がつくった以上の何物かを、それにつけ加えたのである。こうして、それらは彼の私的権利となったのである。彼が、全人類の同意なしにそれを自分のものとしたからといって、かれが占有したどんぐりやリンゴに対して何の権利もないと言う人があるだろうか。すべての人の共有物であるものを彼のものとしたのは、盗みだろうか。もしそういう同意が必要となれば、神の豊かな恵みにも拘らず、人間は餓死したであろう。共有物の一部をとりさり、自然のままの状態からぬけ出させることこそ、所有権のはじまりであるということは、契約によって共有のままに



なっている我々の共有地を見ればよくわかることであり、財産になるのであれば、共有地は何の役にも立たないのである。そしてその一部をとり出すのは、すべての共有権者の明白な同意がなければならない、ということではない。以上のことから、私が他の人と共有権を持っている場所で、私の馬が食べた草や、私の召使いが刈ってきた芝や、私が掘った鉱石は、だれの割当ても同意もなしに、私の所有物となる。私の労働こそが、それでそれらのものをこれまでの共有状態からぬけ出させ、それらに対する私の所有権を固定させたのである※※。

※ プーフェンドルフが『自然法論』、1672年、IV-iv-13で「どんぐりはそれを獲得することに骨折った人のものであったが、どんぐりの木は所有されない」とのべていることと比較せよ。ガフ、1950年は、所有権の起源についての、一方でのロックと他方でのプーフェンドルフやグロティウスとの間の見解における衝突について比較し、それについてのブラックストンの説明に注目している。というのは、どんぐりについてのこの符合にもかかわらず、プーフェンドルフは、グロティウスに倣って、所有権の起源を労働ではなく、一般的な同意に求めているからである。バルベイラック Barbeyrac は、自身の編集によるプーフェンドルフの『自然法論』で、この点でのロックの見解との一致を記録しており、ロックはこれを定式化した最初の人であり、彼の引用する唯一の他の著作家、ライブチヒのC.G.ティティウス Titius (1661-1714)よりも早いと主張している。バルベイラックはまた、ロックの議論は、フィルマー批判から生じているとも記している。バルベイラック、1734年、I、576-7頁を見よ。バルベイラックは、ロックと文通していた(ラズレット序文、75頁以下を見よ)し、バルベイラックほど、自然法学者や社会政治理論の全伝統と、ロックの著作との関係について知ることのできるよい位置にいる人はいなかったといえる。

※※ ロックは、伝統的な荘園の共有地を私的所有地に分割する農業エンクローチャーの用語をここで用いている。農業エンクローチャーは、ロックの時代の17世紀においてはある程度、そして18世紀にはより以上に、英国経済史を

典型的に示すものであった。II-32・35・37をも見よ。これは、II-26での囲い込みやインディアンについての彼の言葉と明らかに一致しない。というのは、インディアンは、契約がなされる前には、自然状態にいたからである。ここでの「共有地 Commons」は、そのような「契約」によって残っていた伝統的な荘園制度の共有地を意味しているにちがいない。ロックがII-35で明示しているように、荘園の人たちのみがふつうは、したがってだれでもよいのではなくて、共有地で放牧し、芝を植え、鉱物を掘ることができたのであり、それも荘園の慣習が許すかぎりにおいてであった。これは、共產主義としては適当でない例である。最後の文章はある人の他の人への労働力の譲渡についてのロックの唯一の例示である。マクファーソン、1962年、ラズレット、1964年での議論を見よ。

29. 共同で与えられたものの一部をある人が占有するためには、全ての共有権者の明白な同意が必要だというならば、父や主人から共同のものとして肉を与えられても、子供らや召使いたちは、各人にそれぞれ割当てをしてからでなければ、肉を切ることもできないであろう。泉の中の水は、すべての人のものだが、しかし、瓶の中の水は、それを汲み出した人のものだという事は、だれも疑いえないところである。かれの労働が、それが共有ですべての人に平等に属していた自然の手からそれを取り出し、そうすることによって、それを自分の占有物としたのである。

30. このように理性の法によって、鹿はそれを殺したインディアンのものとなる。以前には、それはすべての人の共有物であったのだが、しかしそれに労働を加えた人の財産として認められるのである※。そして人類のうちでも文明化された部分と見做され、所有権を定める成文法を作りそれを増してきた人々の間でも、共有であったものから所有権がはじまるこの本源的な自然法は、なお効力を持ち続けている。大洋といういまなお残る人類の偉大な共有物からどんな魚を獲っても、どんな龍涎香を拾い上げても、それは自然のままの共有状態からそれをとり出した労働によって、そのために苦労した人の所有物となるのは、このためである。我々の間でも、だれかが兎を追いかけて

ている時は、その兎は獺のあいだそれを追いかけている人のものとされる。それはまだ共有物とみなされだれの所有物でもない動物のように見えるが、しかし、それを発見して追いかけるということに労働を用いた人はだれでも、そのことによって兎が共有物であった自然の状態からそれを取り出し、所有権をつくったことになるからである。

※ I-86, タリー Tully, 1980年, ウッドWood, 1984年と比較せよ。

31. このように述べると、もしどんだりやその他の土地の果実などを集めれば、その所有権が生ずるということになると、だれでも好きなだけ拾い集めてよいのだろうか、という反論がおそらく提起されよう。私は、否と答える。こういう方法で我々に所有権を与えているその同じ自然法が、同時に、所有権に限界をも与えているのであり、『テモテ前書』vi-17にいう、神はすべてのものをゆたかに与えたまえりとは、靈感によって確認された理性の声である※。では、神はどの程度に与えたのであろうか。それを享受するかぎりにおいて、である。人がどのようなものであれ、それが腐敗してしまわないうちに生活のために有効に利用しうるかぎりにおいて、その人は労働によって所有権を定めておくことができる。それ以上のものは自分のとり分以上のものであって、他の人のものである。何物といえども、神は、腐敗させたり使えなくなるために人間に与えたのではない。世界に長い間あった自然の恵みがいかに豊かであったか、またそれを消費する人がいかに少なかったか、そして一人の人の勤労をもってしては、とくに自分の利用に供するという理性の定めた限界を守るかぎりは、この恵みのいかにわずかな部分にしか及びえず、それを独占して他の人に迷惑を与えることがいかに少なかったか、こういうことを考えてみると、このようにしてつくられた所有権をめぐる争いや対立の余地はほとんどありえないであろう。

※ I-40 と比較せよ。

32. しかし、現在では、所有権の主な対象は、土地の果実やそこに生きている動物ではなく、他のすべてのものをふくみ備えている土地それ自体

なのである。私は、この土地への所有権も果実や動物と同じように与えられることは明らかだと思う。人が耕し、改良し、栽培し、そしてその作物を利用しうるかぎり、それだけの土地がその人の所有物となる。かれはその労働によって、それだけの土地を共有地からいわば囲い込むのである※。またかれ以外のすべての人が同じようにその土地に対して権利を持っているのであって、したがって、仲間のすべての共有権者の同意がなければ、かれは、その土地を占有することも囲い込むこともできない、といっても、かれの権利は無効とはならないであろう※※。神は、全人類に共通の世界を与えたとき、人々にまた労働するように命じたのであり、そして人間のみじめな状態も労働を必要としたのである。神と人間の理性とは、土地を征服すること、すなわち、生活に役立つように大地を改良し、そこに自身の労働を投下することを命じたのである。この神の命令にしたがった人間は、大地の一部を切り開き、耕し、種をまき、そうすることによって、何ものかを大地につけ加えたのである。これこそ、彼の所有物であり、これに対しては他の人は何の権利もなく、また危害を加えることなしにはこれを彼から奪うこともできないのである。

※ ティレルは、ロックと同じ仕方で土地の所有に対して労働理論を展開している。しかし、前述の相違はある。労働は、人が正当に所有しているものへのその人の権利を定める、「所有者はこの土地を自ら所有し、そこへ彼の労働と勤労を投下したのだから」、だれも、それを奪うことはできない(1681年、112頁)。II-27への脚注を見よ。

※※ 農業囲い込みという用語については、II-28と参考を見よ。

33. またこのようにある一部の土地を改良して占有することは、他の人の害にはならなかった。まだ沢山の大地が充分に残されており、土地のない人が利用しうる以上に残っていたからである。したがって、実際のところ、だれかが自分のために囲い込みをしても、他の人の分が減るわけではなかった。他の人が利用するのに充分なだけ残しておけば、まったく何もとらないのと同じである。他の人が沢山水を飲んだからといって、自分の渴

きをいやすのに川の水が充分残っていれば、だれも他の人に被害を受けたとは思わないであろう。大地の場合も水の場合も、それが充分にあるところでは、まったく同じことがいえる。

34. 神は世界を人間に共有物として与えた。しかし、それは人間が利用し、できるだけ多くの生活の便宜をそこからうけとるようにとして与えたのであるから、神がそれをいつまでも共有で未開のままにしておくようというつもりであったとは考えられないのである。神がそれを与えたのは、勤勉で理性的な人々の役に立たせるためであり、（そして、労働はそれに対するかれの権原となるべきであったのであり）、喧嘩好きの争いやすい人々の気まぐれや貧欲のためにではなかった。すでに私有化されたのと同じくらい改良のために残されていれば、不平を言う必要はないし、また他の人の労働によってすでに改良されたところに文句をつけるべきではない。もしそのようなことをする人がいるなら、それは自分には権利がないのに他の人の労働の成果を横どりしようとしているのであって、神が労働のために他の人と共同に与えてくれた大地を欲していないということになるのは明らかである。それは、すでに私有化されたのと同じくらい多く、かれが使いきれないくらい、またかれの勤労も及ばないくらい残っているのである。

35※. イングランドやそのほか貨幣をもち商業を営む多くの人が統治のもとにいるような国々では、共有の土地は、仲間の共有権者すべての同意がなければ、その一部を囲い込んだり占有したりすることができないのはたしかである。それは契約によって、つまりその国の法律によって共有のままになっているのであって、これを犯してはならないからである。そして、それは、ある一部の人間には共有ではあるが、全人類にとっては共有ではなく、その州あるいは教区の共有財産※※なのである。囲い込みが行われるとすれば、共有権者の残りの人々にとっては、全体を利用しえたときの全体ほどは役立たなくなるであろう。しかし、世界という大共有地にはじめて人間が住みはじめたころは、これとはまったく事情が異なっていたのである。人間を支配する法はむしろ占有をすすめたのである。人間は労働するように神によって

命じられ、また必要上やむをえず労働したのである。それがかれの所有物となり、それが固定すれば奪われることはありえなかったのである。こうして、大地の征服または耕作と、所有権の獲得とは結びつけられていた。一方が他方への権原を与えたのである。そして、神も大地への征服を命ずることによって、そのかぎりで占有への権威を与えたのである。こういう次第で、労働と労働対象とを必要とする人間生活の条件が、必然的に私有財産を導入するのである。

※ ここでロックは、彼の議論にとっての農業囲い込みの不適切さを認めているように思えるが（II-28への脚注を見よ）、しかし、そうではない。彼の言明は正確であるが漠然としている。「州」（おそらくは「地方」の旧い意味だろう）と「教区」が、「荘園」という言葉が予想されるところで使用されているのは興味深い。※※ 「財産 Property」—ロックによって1698年に「Propriety」から変更された。第一論文の第七章の表題と比較せよ。

36. 自然は、所有の程度を、人間の労働と生活の便宜の範囲によって、適切に定めた。どんな人の労働もすべてを征服したり占有したりすることはできなかつたし、また、かれの享受によってもごく一部分しか消費できなかったから、何人もこういうやり方では他の人の権利を侵害したり、あるいは隣人に損害を与えるほどは自分で所有物を獲得することはできなかった。隣人もまた、（他の人がその分を取ってしまった後でも）、占有以前と同じくらい十分に大きな所有物をもつ余地があったのである。人々が植民する余地がなくて困るよりむしろ、仲間から離れて広大な未開地に迷い込む危険の方がはるかに大きかった世界の開けはじめのころには、すべての人の所有物は以上のような尺度によってまことにささやかなもの、だれをも傷つけることなしに占有しうるものに限定されていたのである。そしてこういう尺度は、世界が満ちているように見える今日においても、だれをも傷つけることなく、なお認められてよいであろう※※。個人あるいは家族を、アダムやノアの子らがはじめて世界に住みはじめた頃の状態においてみるがよい。つまり、かれをアメリカのどこかの内陸の未開地に植民させてみるがよい。そ

うすれば、前にのべた尺度にしたがって財産をつくるとすれば、それはそんなに大きなものにはなりえないし、また人類が世界のすみずみにまで広がり、世界のはじめの頃の小人数をはるかにこえている今日においてさえ、その財産は他の人を傷つけるものではなく、また他の人の不平の原因となったり、かれの侵害で他の人が被害をうけたと思うようなものではないことがわかるであろう※。いや大地はどんなに広くとも、労働なしにはほとんど価値のないものだから、スペインにおいてさえ、そこを利用しうるといふこと以外には何の資格もなしに、妨げられることなく土地を耕し、種をまき、刈り入れをすることが認められている、といわれるほどなのである。むしろ、その住民たちは、なげ出されて荒廃してしまった土地を勤勉に耕し、かれらの必要とする穀物の貯えを増してくれた人に感謝するのである。それはとにかく、それほど重要なことではないが、私のはっきり断言したいことは、すべての人が利用しうるだけ待たすべきだといふこの適宜性の法則※※※は、貨幣が発明され、それに価値をおくべきだといふ人々の暗黙の協定によってもっと大きな財産とそれへの権利が（同意によって）もちこまなければならない、世界中にはなお現在の2倍の住民に充分なほどの土地があるのだから、だれをも困らすことなく、なお世界で通用していたことであろう、ということである。貨幣がいかに大所有をもたらしたかについては、これから順を追って説明していこうと思う※※※※。

※ 原初の聖書時代における所有の小ささについては、I-136で言及されている。この章句には、当代のアメリカの自然状態が家父長時代の状態に類比されうるとのロックの仮定が直接的に表明されている。I-130への脚注と比較せよ。

※※ 『エベリマン』版は、II-20以降、節の番号を誤ってつけており、「そして」を省いて、「植民する」の後で新しい節（第36節）を始めている— II-20への脚注を見よ。

※※※ このような荒れ地の私的領有は、ロックの時代にはスペイン全土で可能であった。それは、アンダルシア地方では今もなお慣習となっている。アラゴン地方では、山地の土地は、耕作者の所有地になるためには、60日以内に片

付けられねばならなかった。カタロニア地方では、所有権は地面がいったん利用されれば、絶対的なものであったが、もし3年間耕さずに放置されれば権利は消滅した。カスティル地方では、働き手は、自分と家族に充分なだけを取り前とすることができた。Costa, 1898年, 250-63頁を見よ。この参考文献と情報については、私はJ.H.エリオット Elliott博士に負っている。II-184と比較せよ。

※※※※ II-45とそれへの脚注、II-46以下を見よ。

37. 人間が自ら必要とするもの以上に持ちたいという欲望のために、もともと人間生活の有用性ということのみにもとずいていた物の内在的価値が変わり、減ったり腐ったりせずに永持ちする小さな黄色の金属片が、大きな肉のかたまりや山のよ様な穀物よりも値打ちがあると、皆が※一致して考えるようになる以前には、人々は所要しうるかぎりの自然物を労働によって各々が占有する権利を持っていたが、しかしそれはそんなに大きなものではなく、また、同じように労働する人には同じように豊かなものが残されていたかぎり、他人を傷つけることもなかった。さらにつけ加えておくが、労働によって土地を占有するものは、人類の共同の資産を減らすのではなく、増しているのである。囲い込まれ耕作された1エーカーの土地から生産される生活必需品は（少なく見積っても）、同じ肥沃さをもつ、共有の荒蕪地のままになっている1エーカーの土地の産物の10倍にはなるであろうからである。したがって、土地を囲い込み、1エーカーの土地から、自然のままに放置された100エーカーの土地からとれるより多くの必需品をとる人は、人類に対して90エーカーの土地を与えたことになる、といってよいであろう。かれの労働によって、共有のままの100エーカーの土地の生産物に等しいものが、10エーカーから供給されるからである。私はここで改良地を大へん低く見積り、10対1としたが、実際は100対1ぐらいの大きさなのである。改良もされず、耕作や農耕もされずに自然のままに放置されているアメリカの原始林や未開荒蕪地では、1000エーカーの土地からでも、その貧しいみじめな住人に対して、同程度の肥沃さでよく耕されているデヴォンシャーの10エーカーほどにも、生活必需品を供給してく

れるだろうか、と私は問いたい※※。

土地が占有化される以前には、できるだけ多くの野性の果実を集め、できるだけ多くの動物を殺したりつかまえたり馴した人は、つまり自然のままの産物に手を加え、何らかの労働を加えることによって自然のままの状態からいくらかでも変えた人は、そのことによってそれに対する所有権を獲得した。しかし、もし、それが適当に利用されないうちに、その人の手もとで腐敗し、消費しないうちに果実が腐ったり、鹿肉が腐ったりすれば、かれは万人に共通な自然の法にそむいたことになり、処罰されたのである。かれは自分の役に立ち、そして生活の便宜を与えてくれるもの以上には、何の権利もないのだから、これによって、かれは、隣人の分を横取りしたことになるのである※※※。

※ 「皆が」—編者によって付け加えられた。

※※ クライスト・コピーで二箇所追加された章句であり、また、英国の囲い込みを思い出させ、それを正当化さえしている箇所である。II-28への脚注を見よ。マクファーソン（1951年、559頁ならびに1962年、212頁以下）の解釈によれば、ロックはこの章句をそう入することによって、所有権の獲得への「充分制限」をはずし、貨幣導入以前にそれが獲得された、ということになる。

※※※ ロックの所有権理論を個人主義者のそれとして解釈することができず、「私的個人の自由や所有権への『公的』な干渉権」の顕著な例として、ケンダール Kendall, 1941年、72頁に引用されている。ラズレット序文、105頁を見よ。

38. これと同じ尺度が土地の所有をも支配していた。ある者が耕し、刈り入れ、貯え、腐敗しないうちに利用しうる限りであれば、何でもかれ個人の権利となった。かれが土地を囲い込み、そこで草を食ませ、利用しうるかぎり、どんな家畜も作物もかれのものであった。しかし、もしかれの囲い込み地の草が刈りとらぬうちに枯れたり、かれが植えた果実が刈り入れや貯蔵をする前に腐敗したとすれば、この土地がかれの囲い込んだ土地であっても、やはり荒蕪地と見做され、ほかのだからが所有してもよいところとされたのである。だから、はじめの頃には、カインは耕せるだけの

土地をとり、それを自分の土地としたけれども、しかもアベルの羊に草を食べさせるのに充分な土地は残されていた※。数エーカーの土地でかれら二人の所有に充分であったのである。しかし、家族がふえ、勤労によってその家畜を殖すにつれ、必要に応じてその所有地も増大したが、しかし、それでもかれらが利用する土地には、ふつうなんらはっきりした所有権はなかったのである。そのうちにかれらは集団をなして定着し、都市を建設し、やがて同意によってそれぞれの領土の限界をさだめ、隣国との境界について協定し、そしてかれら同士の間でも法律によって同じ社会の人々の所有を確定したのである。周知のように、世界のうちで最初に人々が住みつき、したがって、当然最も人口の多かった地方でも、アブラハムの時代にいたるまで、人々は自分の財産である家畜の群をつれて自由にさまよい歩き、そしてアブラハムは異国へ行ってもこういう放浪を続けたのである。したがって、少なくとも大部分の大地は共有地であり、住民たちは大地にあまり価値を認めず、また利用しうる以上には所有権を要求しなかった、ということは明かである。しかし、同じ場所で、一緒に家畜を養うだけの余地がなくなってくると、『創世紀』xiii-5にあるように、かれらは、アブラハムとロトがしたように、同意の下にたもとを分ち、もっとも気に入ったところへその牧地を広げていった※※。同じ理由によって、エサウはその父と兄弟から分かれて、セイル山に植民したのである。これは『創世紀』xxxvi-6に明らかである※※※。

※ これらの記述は、セルドゥン『封鎖海論』からフィルマーによって引用されたものの言い換えである。ラズレット版、63-4頁を見よ。この文章は、I-76に全部あり、コメントが付されている。そこへの脚注を見よ。

※※ I-135に同じ言いまわしがある。

※※※ I-117を見よ。この節がフィルマーの議論に関して、フィルマーのテキストを心に留めて書かれたことは、これらの類似から明かである。ロックは、自然状態から社会状態への移行の説明を聖書にある歴史物語を使って描いている。

39※. こうして、アダムがそのほかのすべての

人を除外して、世界中に私的支配と所有権をもったという、証明不可能な前提に立つのではなく、また他の人の所有権がアダムに由来すると考えるのでもなく、世界は人類に共通に与えられたのだという立場から、我々はどのようにして人々が労働によってそれぞれ利用するところに各人の権利を確立していったかということと、そしてそこでは権利についての疑問も争いの余地もありえなかった、ということを見てきたのである。

※ これまた明らかにフィルマー批判である。これは、第一論文の大部分を占めており、もしこれが同時に書かれたとすれば、多分ここにも言及されたことであろう。

40. また労働による所有権が大地の共有に優越するというのも、一見奇妙に思われるかも知れないが、よく考えてみるとそれほど奇妙ではないのである。すべてのものに価値の差をもうけるものは労働なのだからである。タバコや砂糖を植え、小麦や大麦を蒔いてある1エーカーの土地と、何も耕されず共有のままになっている1エーカーの大地との間に、どんな違いがあるかを考えてみるがよい。そうすれば、労働による改良が価値の大部分を構成しているということがわかるであろう。私は、人間の生活に有用な土地生産物のうち、10分の9は労働の結果であるといっても、それはきわめて控え目な計算であると思う。もし、我々が利用するいろいろなものを正しく評価し、それに必要な諸経費を計算し、どれだけが純粋に自然に帰すべきものであり、どれだけが労働に帰すべきかを考えれば、たいていのものはその100分の99がまったく労働によるということがわかるであろう。

41. こういうことを証明するには、豊かな大地を持ちながら、あらゆる生活の便宜においては貧しいアメリカの諸部族ほど、よい例はありえないであろう。かれらは、自然から食物、衣服、便宜品として役立つものを豊富に生産するのに敵した肥沃な大地という豊かな資源を、ほかのどの国民にも負けないくらい惜しみなく与えられておりながら、しかも、それを労働によって改良する点に欠けているので、我々の100分の1ほどの便宜品も持っていない。そしてそこでは大きな豊か

な領地の国王が、イングランドの日雇労働者より粗末なものを食べ、貧しい家に住み、粗末な服を着ているのである。

42. このことをさらにもっと明らかにするためには、日常の生活必需品のいくつかを、我々が利用するまでにいかなる過程をとってくるかをたどり、そこで人間の勤労からどれだけの価値をうけとるか、を見てみればよい。パン、ブドー酒、毛織物は日常用いられるもので、非常に多くあるものである。しかし、労働によってこのような有用な商品が供給されないなら、我々は、どんぐりや水や木の皮を、我々のパン、飲料、衣服としなければならぬ。パンがどんぐりにくらべ、ブドー酒が水にくらべ、毛織物や絹が木の葉や皮や苔にくらべて、価値が多い分はすべて全く、労働と勤労によるのである。一方は自然のままに我々に与えられる食料、衣類であり、他方は我々の勤労と苦勞が作り出したものであって、後者が前者よりどのくらい価値が多いかを計算してみると、我々がこの世の中で享受しているものの価値の大部分が、いかに労働によってつくられているかが、わかるであろう。原料を生産する大地は価値の一部としてはほとんど考慮されないし、考慮されるにしてもせいぜい、そのわずかな部分にとどまる。だから、我々のあいだでも、まったく自然のままに放置されていて、牧畜、耕作、栽培による改良をうけていない大地は、荒蕪地とよばれているし、また実際にそのとおりなのである※。その有用性はほとんど無に等しいといえる。ここからわかることは、領土の大きさより人口の多いことの方が、いかに望ましいかということ、耕地の増加とそれの正しい利用とが統治の重要な技術である、ということである。また、強国の圧迫と党派の偏狭に対して、人々の正当な勤勞を保護し奨励するために自由の法を確立する賢明にして神のごとき君主は、やがて隣国にとってまことに手ごわい者になるであろう、ということである。だが、こういうことについては、おいおい述べることにして、本論に戻ろう※※。

※ イングランドにおける開放耕地制への他の言及については、II-28、ならびにそれへの脚注と参考を見よ。「荒蕪地」は、畑地の外側の荘園の土地であり、草を食べる区域であり、一

定の価値を持っていた。この制度をロックが批判している意味は、やはり、この文脈ではやや場違いである。もっとも、ロックの批判は興味深い。

※※ 1690年代の後半(おそらくは1698年より後)に書かれ、それ故、通商植民委員会でのロックの活動の時期に、クライスト・コピーの欄外に追加されたもの—ラズレット、1957(i)を見よ。国家制度とその政策、それに、ウィリアム三世政府とフランスとの抗争、とりわけ、権力の源泉として、領土ではなく人口増大の主張(Ⅰ-33とそれへの脚注と比較せよ)、それに「党派の偏狭」への批判などロックの重要な見解がのべられている。「賢明にして神のごとき」君主(Ⅱ-166を参照)への言及は、王権神授説の批判者ロックが、彼の望ましい支配者に対して神性の比喩を受け入れたという感じを表わしている。

43. この国で20ブッシェルの小麦を生ずる1エーカーの土地と、同じように耕作すれば同じだけのものを生み出すはずのアメリカの1エーカーの土地とは、疑いもなく、同一の自然的内在的価値を持っている。しかし、人々が1年間に前者からうける利益は5ポンドであるが、後者からは、もし、インディアンがそこからあげる利得をすべて評価し、この国で売ったとしても、おそらく1ペニもえられないであろう。少なくとも、1000分の1に達しないといってよいであろう。したがって、土地の価値の大部分を構成するのは労働であり、労働なしには土地はほとんど無価値なのである。その有用な産物もすべて、大部分は労働のおかげによる。1エーカーの小麦からとれるわらやもみがらやパンが、未開のままの同じ1エーカーの土地の産物以上の価値を持っているのは、すべて労働の成果である。我々が食べるパンの中で考慮されなければならないのは、たんに耕作農民の労働や、とり入れ、脱穀の労苦や、パン焼人の汗だけではない。牛を馴らした人、鉄や石を掘って細工した人、鋤や水車場やかまどや、そのほかこの穀物が蒔かれてからパンに作られるまでに用いられたぼう大な数の道具のための木材をきり倒し、組み立てた人、こういう人々の労働がすべて労働として計算され、労働の成果としてうけとられねばならない。自然と大地とは、それ自体としてほとんど

無価値の原料を供給するだけにすぎない。パンの一片一片が我々の口に上る前に、労働が提供し利用したものを、もしたどることができれば、奇妙な物品一覽表ができるだろう。鉄、薪、皮革、樹皮、木材、石、煉瓦、石炭、石灰、織物、塗料、瀝青、タール、マスト、ロープ、その他だれか職人がなんらかの仕事で利用した商品をはこぶ船に使われているすべての材料まで数え上げるとなると、これはほとんど不可能であり、少なくとも長たらくして数えきれぬほどになるだろう。

44. 以上のことから明かなことは、自然のいろいろなものは共有物として与えられているけれども、人間は(かれ自身の主人であり、その身体とその行動または労働の所有者なのだから)、みずからのうちに所有権の大きな基礎をもっているのだということ、そして、発明や技術によって生活がますます便利になっていくにつれて、かれの生活を支え、快適ならしめるために用いられたものの大部分を構成したものは、完全にかれ自身のものであり、他の人と共有のものではなかった、ということである。

45※. このように、初めには、労働が所有権を与えたのである。長い間世界の大部分を占め続けていまでも人類が利用しているものより多くの部分をなしている共有物に対して、いたるところで人間は喜んで労働を加えたのである。人間ははじめはたいい自然のまま与えられるもので必要を満たすことに満足していた。後になって、(人口と家畜が増え、貨幣が使用されるようになって)土地が不足し、それがいくらかの価値を持つようになってきた地域では、いくつかの共同体がそれぞれの領土の境界を定め、また共同体の内部でも法律によってその社会の個人の所有権を規制した。こうして、労働と勤勞によって始まった所有権は、契約と協定とによって確立されたのである。そして、いくつかの国家や王国の間で結ばれた同盟も、他国の領土への要求や権利を、明白にあるいは暗黙のうちに否定し、もともと外国に対して持っていたその自然の共有権の主張を、共通の同意によって放棄した。こうして、地球の各地で、成文の協定によって、相互に所有権を確定したのである。しかし、いまなお、荒蕪地のままの大きな土地が、(その住民はまだ人類に加わって共通の貨幣を

使用することに同意していないのである※※), そこに住んでいる人々によって利用されあるいは利用される以上に大きくしたがってなお共有のままになっているのが見い出されるであろう。もっとも, こういうことは, 貨幣の使用に同意した人々の間には, ほとんどありえない。

※ II-36で約束していた議論の始まりであり, 51節まで続く。II-184と比較せよ。

※※ 貴金属貨幣の使用に同意するのは, 特定の集団や社会ではなく, 全人類である。ロックは, このことを貨幣についての最初の著作でべている (II-46への脚注を見よ)。しかし, この事実は, 民族や国家による地球の地域所有と, ものや土地への個人の所有権の起源とを関係づけるこの節では, いくぶんあいまいに使われている。これらの二つの所有形態を, 相並べて考えることは, グロティウスやプーフェンドルフの例もあり, 伝統的であった。

46. 人間生活にとってほんとうに有用なものを, そして今日のアメリカ人がしているように, 生存の必要から地球の最初の住民たちがさがし求めたものは, 大部分は, わずかな耐久性しかないものであり, もし消費しなければ, ひとりでいたんだり, 腐敗したりしてしまうものであった。金や銀やダイヤモンドは, 実際に役立つとか, 生活の支えに必要なだというよりはむしろ, 好みや協定によって価値を与えられたものなのである※。ところで, 自然が共有物として与えてくれたこれらの有用物のうち, (すでに述べたように), 人間は自らが利用しうるかぎりのものに対しては権利を持ち, その労働によって加工しうるすべてに対して所有権を持った。つまり, 彼の勤労によって自然のままの状態から変えうるかぎり, そのものは, 彼のものとなったのである。100ブッシェルのどんぐりやリングを集めた人は, そのことによって, それらに対する所有権を持つ。それらは彼が集めたときに, 彼の財産となったのである。彼はただ, それが腐敗しないうちに消費するように留意すればよかった。そうしなければ, 彼は自分の取り分以上をとったことになり, 他の人の分を盗んだことになるからである。そして, 実際のところ, 消費しきれないほど貯えるなどということは, 不正なことであるばかりでなく, ばかばかしいことで

もあったのである。もし, その一部をだれか他の人に譲ってやるとすれば, その分は彼の手中で空しく腐敗することなく, 彼はその分まで利用したことになる。また, もし彼が, 1週間も腐敗するようなプラムを, 1年間も腐敗しないで食べれるようなくみと交換すれば, 彼はだれにも害をもたらさず, 共有の財産を浪費せず, そして, 彼の手中で無駄に腐敗してしまうものがないかぎり, 他の人の分け前である財産を少しも侵害しなかったことになる。さらに, もし彼が, 一片の金属の色が気に入って, そのくるみと交換したり, あるいは, 羊と貝殻とを交換したり, 羊毛とキラキラ光る小石やダイヤモンドと交換したとしてそれを一生手もとにおいたとしても, 彼は, 他の人の権利を侵害したことにはならず, こういう耐久性のある品物を好きなだけたくさん貯めこんでもよいのである。彼の正当な所有権の限界をこえるのは, 彼の財産が大きいときではなく, そのうちの一部分が無駄に腐敗してしまうときだからに他ならない。

※ およそ1668年に執筆され, 1692年に出版された(ラズレット序文, 29頁と脚注を見よ)ロックの『利子・貨幣論』と比較せよ。「人類は, 耐久性と稀少性それに偽造されにくいという理由で, 金銀に想像上の価値をおくことに同意し, それらに, この一般的同意によって, 共通の保証を与えた。」それは, 世界大の普遍的な同意である。というのは外国人が言及されているからである(『ロック著作集』, 1801年, 第5巻, 22頁)。貨幣の起源と機能についてのロックの説明とマッシュュー・レン Matthew Wrenの『王政の主張 Monarchy Asserted』, 1660年, 22頁以下, (附録B, no. 90)の説明との間には, 一定の類似性がみとめられる。

47※. このようにして, 貨幣が使用されるようになった。それは, 腐敗せずに保持しうる耐久性があるものであって, 人々が生活の役には立つが腐敗しやすいものと交換しようと, 相互に同意したものである。

※ 『利子・貨幣論』での「貨幣が価値をもつのは, 交換によって我々に生活必需品ないしは便宜品をもたらすことができるからであって, この点で, 貨幣は商品の本性を具備している」



（1801年、第5巻、34頁）との説明と比較せよ。

48. そして、勤勞の程度の異なるにしたがって、人々の財産にもいろいろ程度の差が生じがちであったが、貨幣の発明は、この程度の差を続け、拡大する機会を与えた。例えば、世界の他の地域とはいっさい取引のない一つの島を想定しよう。そこには、100家族しか住んでおらず、しかも羊も馬も牛もその他の有用な動物もおり、栄養のある果物もあり、また住民の10万倍もの人を養うのに充分な穀物を産する土地もあるのだが、しかしその島には、あまりにありふれているかまたは腐敗しやすいために、貨幣の代りをするのに適当なものが何もない、としよう。そうすると、こんなところでは、自分の勤勞が生み出したものにせよ、あるいは腐敗しやすい有用な商品を他の人と交換するにせよ、家族が使用する以上に、そして消費を充分に満たす以上に、その所有を拡大する理由がいったいあるだろうか。耐久性や稀少性があり蓄積する価値のあるものが何もないければ、どんなに豊かでも、どんなに自由に入手できるにしても、人々は、そこで土地所有を拡大するという気持にはならないであろう。1万エーカーあるいは10万エーカーのすばらしい土地があり、すでに耕作され、また家畜が充分に備えられていても、それが、アメリカの内陸部にあつて、外部の地域と取引をする見込みもなく、したがって、生産物を売って貨幣を手に入れる見込みがなければ、そんな土地がいくらに評価されるだろうか。そんな土地は、囲込みをする値打ちもないから、自分と家族のための生活必需品を供給するに足る土地以上のものは、ふたたび放棄され、自然の未開の共有地に戻ってしまうであろう。

49. このように、はじめは、全世界がアメリカのようなものであった※。いや、貨幣がどこにも知られていなかったのだから、いまのアメリカ以上であった。そして、隣人との間に、貨幣として役立ち価値を持つ何かを見い出すと、その人は間もなく自らの財産を殖やし始めるであろう。

※ II-108 と比較せよ。

50. しかし、金銀は食物、衣服、乗り物にくらべると、人間生活にはほとんど役立たず、ただ人々

の同意によってのみ価値を持つ——ただし、この場合でも勤勞がだいたいその価値の尺度となるのだが——のだから、人々が、不適合で不平等な大地の所有にも同意したのだ、ということは明らかである。つまり、もっていてもいたんだら腐敗しないために他の人を害することなく貯蔵しうると、余剰生産物とを取りかえることによってその生産物を自ら利用しうる以上の土地を正当に所有する方法を、人々は暗黙の自発的な同意によって、発見したのである。こういう私有財産の不平等というものの分け方は、社会の枠の外で、契約なしに、ただ金銀に価値をおき、暗黙のうちに貨幣の使用に同意することによって可能になったのである。何故なら、統治のもとでは、法が所有権を規制し、土地所有は成文法によって定められているからである※。

※ 語句はクライスト・コピーで大幅に訂正された。最初の著作集、1714年や第4版、1713年と比較しなければ、不分明である。後者を見よ。最初の印刷では、「人々の同意は一致した」といった語句を含んでいて、奇妙である。この点は、何人かの学識者の注釈の対象となっている——例えば、ケンダル、1941年、84頁を見よ。

51※. このように、勤勞がまず自然の共有物のうちにどのようにして所有権をつくりだし※※、そしてそれを我々の利用のために消費することがいかにしてその限界をなしていたかが、容易に理解しえたと思う。そこでは、権利についての争いもなく、その権利による財産の大きさについても疑問は生じえなかった。権利と便宜は一致していた。人は、自分の勤勞を加えたものすべてに対して権利をもっていたのだが、利用しうるもの以上のためにまでも勤勞しようという気持はもたなかったからである。このため、権利について争いのおこる余地はなく、また他の人の権利への侵害もおこる余地はなかった。人がどれだけの部分を自らのものとしたかは、すぐわかったし、たくさんとりすぎたり、必要以上にとったりすることは、不正であつたばかりでなく、無駄なことでもあったのである※※※。

※ フォン・ライデンはロックの『自然法論』第八論文（1954年、204-15頁）での所有権に

についての言明と、この節さらに 31・36 節とを比較している。

※※ この奇妙なくりかえしの文章もまた、ロックの手稿の混乱を示すものである。ここでは訂正していない。

※※※ この節とこの章の終りで、初版の区分もまた終っている。初版には、1689 年の印刷上の混乱がある。I-167 への脚注、ラズレット、1952 年 (iv), 1954 年 (ii) と比較せよ。